

堺市事務分掌規則の一部を改正する規則

堺市事務分掌規則（昭和47年規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

「

都心未来創造部	都心活性化担当課長	都心未来創造部長	1人
	SMIプロジェクト推進担当課長		1人
	堺駅エリア整備担当課長		1人
	ベイエリア推進担当課長		1人

を

「

都心未来創造部	都心活性化担当課長	都心未来創造部長	1人
	SMIプロジェクト推進担当課長		1人
	堺駅エリア整備担当課長		1人
	ベイエリア推進担当課長		1人

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。